

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	
第 1 条 (商 号) 当社は株式会社クボタと称し、英文ではKUBOTA CORPORATIONと記載する。	第 1 条 (商 号) (現行通り)
第 2 条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 23. (記載省略) 24. 前各号に附帯又は関連する一切の事業	第 2 条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 23. (現行通り) 24. 前各号に附帯 <u>または</u> 関連する一切の事業
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を大阪市に置く。	第 3 条 (本店の所在地) (現行通り)
第 4 条 (機 関) 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第 4 条 (機 関) (現行通り)
第 5 条 (公告方法) 当社の公告の方法は、電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告の方法は、電子公告とする。但し、 <u>事故</u> その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株 式	
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 18 億 7,470 万株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) (現行通り)
第 7 条 (株券の発行) <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第 7 条 (自己の株式の取得) (現行通り)
第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) ①当社の単元株式数は 1,000 株とする。 ②当社は第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株券」という。)に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条 (単元未満株式の買増) 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) ①当会社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 ③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条 (単元未満株式の買増) (現行通り)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) ①(現行通り) ②(現行通り) ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第14条 (株主総会の招集) ①定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 ②株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは取締役会の決議によってあらかじめ定められた順位により他の代表取締役がこれを招集する。</p>	<p>第13条 (株主総会の招集) 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 (削除)</p>
<p>第15条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>第14条 (定時株主総会の基準日) (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条（株主総会の議長） 株主総会の議長には取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条（株主総会の決議の方法） ①株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第19条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は株主総会の開会に先立ち代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</p> <p>第20条（会議の延長及び会場の変更） 議長は議事の整理上必要と認めるときは会議を延長し又は会場を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条（取締役の数及び選任方法） ①当会社に取締役30名以内を置き、株主総会でこれを選任する。 ②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第15条（株主総会の議長） (現行通り)</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条（株主総会の決議の方法） ①株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②（現行通り）</p> <p>第18条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は株主総会の開会に先立ち代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条（会議の延長及び会場の変更） 議長は議事の整理上必要と認めるときは会議を延長しまたは会場を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条（取締役の数及び選任方法） ①当会社に取締役10名以内を置き、株主総会でこれを選任する。 ②（現行通り） ③（現行通り）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 (取締役の任期) (現行通り)</p>
<p>第23条 (役付取締役、代表取締役) <u>①取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u> <u>②当会社を代表する取締役は取締役会長及び取締役社長とする。但し取締役会長及び取締役社長のほか取締役会の決議により代表取締役若干名を選定することができる。代表取締役はおのおの会社を代表する。</u> <u>③取締役会長は取締役会を主宰し、取締役社長は社務を統理する。取締役社長に事故があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u> <u>④取締役会の決議をもって取締役中から取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第22条 (代表取締役、役付取締役) <u>①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削 除) (削 除)</p>
<p>第24条 (取締役会の招集) <u>①取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。取締役会長が在任しないとき、或いは事故があるときは取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u> <u>②取締役会招集の通知は各取締役並びに各監査役に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知) (削 除) 取締役会の招集通知は各取締役並びに各監査役に対し会日より3日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>第25条 (取締役会の議長) <u>取締役会の議長には取締役会長が当り、取締役会長が在任しないとき、或いは事故があるときは取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第26条 (取締役会の決議方法) <u>①取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>②当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の決議方法) <u>① (現行通り)</u> <u>②当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意し、かつ、監査役が異議を述べないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第25条 (取締役会規則) <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
(新 設)	第26条 (執行役員) <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を定めることができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第27条 (監査役の数及び選任方法) ①当会社に監査役6名以内を置き、株主総会でこれを選任する。 ②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第27条 (監査役の数及び選任方法) ① (現行通り) ② (現行通り)
第28条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し補充による監査役の任期は前任者の残期とする。	第28条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補充による監査役の任期は前任者の残期とする。
第29条 (常勤監査役) 監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。	第29条 (常勤監査役) (現行通り)
第30条 (監査役会の招集) 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。	第30条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。
第31条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第31条 (監査役会の決議方法) (現行通り)
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第32条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	第32条 (事業年度) (現行通り)
第33条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。	第33条 (剰余金の配当等の決定機関) (現行通り)
第34条 (剰余金の配当の基準日) ①当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第34条 (剰余金の配当の基準日) ① (現行通り) ② (現行通り)
現 行 定 款	変 更 案

第35条 (中間配当)

当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第36条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第35条 (中間配当)

(現行通り)

第36条 (配当金の除斥期間)

(現行通り)

附 則

第1条

当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第2条

前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。